

議案第64号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、減給処分による減給額の取扱いを改めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年二宮町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第64号) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年二宮町条例第14号)第17条各項の規定に基づき算定した報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年二宮町条例第14号)第17条各項の規定に基づき算定した報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>